

ふるさと応援寄附金に

5889万円

財政課理財係 ☎0824・73・1202

「ふるさと納税」(庄原市ふるさと応援寄附金)制度は、「ふるさとを応援したい」として自治体に寄附した場合に、2千円を超える部分について所得税や住民税の控除が受けられる制度です。この制度によるこれまでの庄原市への寄附金の状況は次のとおりです。

皆さまのご協力に、心から感謝申し上げます。

引き続き、庄原市ふるさと応援寄附金を親戚や友人、知人の方へご紹介いただき、「げんき」と「やすらぎ」のまちづくりへの財源確保にご協力をお願いします。

※ふるさと応援寄附金の詳しい内容は、市ホームページ(<http://www.city.shobarahiroshima.jp/>)をご覧ください。か、財政課理財係(☎0824・73・1202)までお問い合わせください。

寄附の特典

5千円以上の寄附者には、広報紙を1年間お届けします。3万円以上の寄附者には、広報紙と併せて、「庄原市特産品セット」「市史・町史誌」「庄原産木材で制作した木の器」の中からご希望のいずれかを贈呈します。

●平成20年7月～平成25年3月までの寄附状況●

指定事業の区分	寄附件数	寄附金額(円)
(1)自治及び協働に関する事業	10	710,800
(2)産業及び交流に関する事業	13	1,243,300
(3)環境、基盤及び定住に関する事業	14	193,800
(4)保健、福祉及び医療に関する事業	72	7,291,800
(5)教育及び文化に関する事業	47	18,878,324
(6)重点戦略プロジェクトに関する事業	9	170,800
(7)財政健全化への取り組みに関する事業	10	1,835,800
(8)災害復旧に関する事業	32	2,643,298
(9)指定事業なし	143	25,923,718
合計	350	58,891,640
(うち平成24年度の寄附金額)	(65)	(15,167,298)

寄附金で実施した事業の一例
(庄原中学校整備事業)



市HPのトップページにあるこのバナーをクリック

●本年度地番変更を行う区域●

口和地域 (8地番区域)

口和町湯木、永田、金田、常定、宮内、向泉、大月、竹地谷

高野地域 (11地番区域)

高野町上湯川、下湯川、南、新市、和南原、奥門田、中門田、岡大内、下門田、上里原、高暮

比和地域 (5地番区域)

比和町比和、森脇、古頃、木屋原、三河内

総領地域 (8地番区域)

総領町黒目、亀谷、五箇、上領家、中領家、下領家、稲草、木屋

●地番変更の方法●

原則として山地番にそれぞれ『5000』を加える方法によって行います。

例 変更前 115番 ⇒ 変更後 5115番

●地番の変更時期●

本年5月から10月にかけて順次地番区域ごとに変更する予定です。

●所有者には変更通知書を送付します●

地番を変更後、法務局から登記簿に記載されている所有者あてに、地番変更通知書を送付します。

耕地・山地の重複地番の解消へ 山地番の地番変更を行います

広島法務局不動産登記部門 ☎082・228・5741

広島県では明治以来、宅地などの耕地に1番から順に地番(耕地番)が付付けられています。しかし、山林などの山間地にも同じように1番から順に地番(山地番)が付付けられたため、同じ大字(地番区域)内の耕地と山地間に同じ番地がある「重複地番」が多く存在しています。

このため、法務局が提供している登記情報提供制度(インターネットで不動産登記情報などが確認できる制度)や各種申請・届出のオンライン

ン申請などのサービスを利用するとき、重複地番の存在を知らないことによる誤入力や、物件入力ができないなどのトラブルが発生しています。

広島法務局はこうしたトラブルを解消するため、不動産に関する権利を保全し、安全・円滑に取引ができるよう、山地番の地番変更を行います。

昨年度の西城地域での地番変更に続き、本年度は次の地域で行います。